

F A O / W H O 合同食品規格計画第 37 回食品衛生部会

日時 : 2005 年 3 月 14 日 (月) ~ 3 月 19 日 (土)

場所 : プエノスアイレス (アルゼンチン)

議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3 .	部会作業の運営に関する討議資料
4 .	乳幼児食品に関する国際衛生規範の改訂原案 (ステップ 4)
5 .	食品中のリステリアモノサイトジェネス〔の管理〕における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
6 .	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン原案 (ステップ 4)
7 .	食品衛生管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
8 .	卵及び卵製品の衛生実施規範の改訂原案 (ステップ 4)
9 .	食品中の微生物学的ハザードのリスク評価及び関連事項に関する FAO/WHO 専門家特別会合の報告
10 .	食鳥肉中のサルモネラ属菌のリスクに基づいた管理に食品衛生の一般原則を適用するためのガイドラインに関する討議資料
11 .	牛挽肉と発酵ソーセージ中の腸管出血性大腸菌のリスクに基づいた管理に食品衛生の一般原則を適用するためのガイドラインに関する討議資料
12 .	プロイラー中のカンピロバクターについてのリスク管理オプションのガイドラインに関する討議資料
13 .	その他の事項及び今後の作業
(a)	魚介類中のビブリオ菌に関するリスクプロファイル
(b)	食品中のウイルスに関する討議資料
(c)	活性塩素の使用に関する FAO/WHO 合同専門家会合への委任事項案
11 .	次回会合の日程及び開催地
12 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2005 年 3 月 12 日 (土) に「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドラインに関する作業部会」及び 3 月 13 日 (日) 「部会作業の運営に関する特別作業部会」が開催された。

第 37 回食品衛生部会（CCFH）概要

1 開催日及び開催場所

平成 17 年（2005）年 3 月 14 日（月）～ 3 月 19 日（土）
ブエノスアイレス（アルゼンチン）

2 参加国及び国際機関

57 加盟国、1 加盟機関、20 国際機関（合計 233 名）が参加（最終報告書未着のため、変更の可能性あり）。

3 我が国からの出席者

厚生労働省

医薬食品局食品安全部企画情報課	食品国際企画調整官	梅田 珠実
	国際調整専門官	難波江 功二
	企画法令係員	鈴木 野歩
基準審査課	乳肉水産基準係長	浦上 憲治
監視安全課	専門官	森田 剛史
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部	部長	山本 茂貴

農林水産省

消費・安全局消費・安全政策課国際室	室長	小川 良介
消費・安全局消費・安全政策課	課長補佐	宮廻 昌弘

テクニカルアドバイザー

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室	主任研究官	豊福 肇
東京大学医学部附属病院企画情報運営部	助教授	今村 知明
日本大学医学部	非常勤講師	清水 洋子

以下は、主要な議題のみを抜粋したものである。

議題 3 部会作業の運営に関する討議資料

本部会の運営方法に関する討議であり、前回の本部会において、

- a) 微生物学リスク分析/リスク管理における食品衛生部会での作業工程原案
- b) 食品衛生部会での作業順位の確立に関する工程、手順及び基準の策定に関する討議資料

- c) 部会間のやりとりのプロセスに関する選択肢の策定に関する討議資料

の 3 資料を一つにまとめた新資料が提出されたが、更に見直しを進めるため、新たな

作業部会を立ち上げ、そこで改訂作業を行うこととされた。

今次本部会の開催前日に作業部会が開催され、更なる検討がなされた後、本部会で当該検討を踏まえた討議資料について審議が行われた。

主に、本部会で新たに提案された作業及び現在行われている作業に関する優先順位を策定するために必要な手順等に関する提案、及びコーデックスの他の部会、作業部会、専門家会合等との横断的な関係を進める手順について審議がなされ、については、優先順位を策定するための作業部会(議長国オーストラリア)を立ち上げ、提案された新たな作業等について、本作業部会において優先順位の検討を行うことが合意された。については、専門家会合への科学的助言の取得方法に関して合意が得られたものの、他の部会との関係については、現在執行委員会においてそのあり方について検討が行われていることから、今回の討議対象から外されることとなった。

今後、修正された資料が一般原則部会に送付され、コーデックス委員会での既存の手続きとの整合性が確認されるとともに、次回本部会において、暫定的に本手順案が適用されることとなった。

議題4 乳幼児食品に関する国際的な衛生規範の改訂原案(ステップ4)

本議題は、既に採択されている「乳幼児食品に関する国際的な衛生規範」の改訂及び *Enterobacter sakazakii* 等の微生物規格の設定について討議しているものであり、本部会では昨年11月に開催された作業部会で検討された原案及び各国から提出されたコメントについて議論が行われた。

本部会では、本衛生規範の対象(SCOPE)を中心に議論が行われ、*E. sakazakii* 汚染に対して早急に取り組む必要性の観点からリスクのより高い乳児を対象とした乳児用調整粉乳について *E. sakazakii* とサルモネラを対象として検討を進めるべきとの意見と乳児及び幼児の調製粉乳の製造方法が類似しているとの観点から対象者及び食品を広げるべきとの意見が出された。議論の結果、衛生規範本体において乳幼児用の全ての調製粉乳(乳児用調製粉乳、フォローアップ調製粉乳、特殊医療目的の乳児用調製粉乳及び母乳強化剤)を対象とし、付属書Aとして乳児のうちリスクのより高い集団のための調製粉乳について *E. sakazakii* とサルモネラのみを対象とし、付属書Bとして乳幼児用の全ての調製粉乳について *E. sakazakii*、サルモネラ及びその他の微生物を対象としたものを作成することで合意した。

また、本衛生規範においては、表示に係る規定が重要であるとの認識から、各国からのコメント提出を求めた上で、作業部会でさらに検討されることで合意した。

さらに、本衛生規範の検討に当たり、対象及び問題点をより明らかにするため、*E. sakazakii*に関する新たな知見に基づく用量 - 反応、製品中の *E. sakazakii* 汚染を最小にする製造方法の評価など追加の科学的助言を FAO/WHO 専門家会合に求める T O R (Terms of Reference) について合意した。

本議題については、名称を「乳幼児用調製粉乳に関する衛生規範」と変更した上でステップ2に差し戻し、作業グループ（我が国も参加）でさらに修正を加えた資料をステップ3として回付し、次回部会において検討することとされた。

議題5 食品中のリステリアモノサイトジェネス〔の管理〕における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ4）

第36回の本部会における指摘を踏まえ、ドイツを中心とした作業グループにおいて修正が加えられた資料について各章毎に検討が行われた。

目的（OBJECTIVES）及び範囲（SCOPE）において調理済み食品（ready-to-eat food）が対象であることを明確にすること、保存温度に関して6（2 - 4 が望ましい）を超えないようにすべきとの記載に統一すること等の修正を行った上で、本部会は、ガイドライン案本体及び付属書 についてステップ5とすることで合意した。

また、ガイドライン案の付属書 について、F S O（Food Safety Objective）に基づいた微生物基準設定のガイダンスとするためには、より概念的かつ実践的なものとするのが重要との観点から、さらに FAO/WHO からどのような科学的助言を得ることが必要かということについて、ドイツ、オーストラリアの協力のもと米国が準備した C R D (Conference Room Document) 5 2 に基づいて議論を行った。その結果、検討のための質問（Questions for Consideration）として、異なる表現の A L O P（Appropriate Level of Protection）から F S O を設定する際、あるいはフードチェーンの特定段階で1つ以上の P O（Performance Objective）を設定する際の手法と限界、F S O / P O の概念を適用することができない場合の追加的アプローチ等に関する明確な助言を求めることとした。

本部会は、ガイドライン案の付属書 については、ステップ2に戻し、FAO/WHO 専門家会合の報告を踏まえて作業グループ（我が国も参加）でさらに修正を加えた資料を回付し、各国のコメントを求めることで合意した。

議題6 微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン原案（ステップ4）

本議題は、微生物学的リスク管理の実施方法について討議しているものである。

本原則及びガイドライン原案は、第30回本部会より議論されており、前回部会で合意されたFSQ、PO、PCの定義は、2004年5月に開催された第20回一般原則部会において、総会及び他の関連部会に諮ることを前提に暫定的に承認された。2004年7月に開催された総会においては、一般部会が他の部会からの意見を踏まえ必要に応じて検討することを前提に暫定的に採択された。

その後、作業部会が2004年9月29日～10月1日にブリュッセルで、今次本部会開催の二日前にブエノスアイレスで開催され、所要の改訂作業が行われた後、本部会で審議が行われた。

審議では、主に、リスク管理者の定義及び役割、微生物学的リスク管理の実施手順及びtraceability/product tracingの取扱いについて議論がなされた。我が国からは、リスク分析の構成要素の一つである「リスク評価方針」の項目を原案に加えるよう主張し、原案に修正が加えられた。付属書Ⅰについては本文の修正内容に基づき修正され、付属書Ⅱについては目的、対象及び理由を削除し構成要素のみとされた。

修正された本原案は、ステップ5として本年7月に予定されている総会に進められることとされた。